（新事業創出課の所掌事務）

第四十六条　新事業創出課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　農林水産業及び食品産業その他の農林水産省の所掌に係る事業における新たな事業機会の創出に関すること。

二　農林水産業及び食品産業その他の農林水産省の所掌に係る事業における知的財産の活用に関する総合的な政策の企画及び立案に関すること。

三　農林水産植物の品種登録に関すること。

四　種苗の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整に関すること（生産局の所掌に属するものを除く。）。

五　食品産業その他の農林水産省の所掌に係る事業に関する技術の改良及び発達に関する事務の総括に関すること。

（産業連携課の所掌事務）

第四十七条　産業連携課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　農林水産業及び食品産業その他の農林水産省の所掌に係る事業の振興のための農林水産業又は食品産業その他の農林水産省の所掌に係る事業とこれらに関連する事業との連携に関すること。

二　農林水産物の生産された地域における当該農林水産物の消費の増進、改善及び調整に関する総合的な政策の企画及び立案に関すること。

三　農林水産省の所掌事務に係る物資についての輸出の促進に関する総合的な政策の企画及び立案に関すること。

四　食品産業その他の農林水産省の所掌に係る事業の海外事業活動に関すること。

（バイオマス循環資源課の所掌事務）

第四十八条　バイオマス循環資源課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　農林水産省の所掌事務に係るバイオマス（動植物に由来する有機物である資源をいう。）その他の資源の有効な利用の確保に関する総合的な政策の企画及び立案に関すること。

二　食品産業その他の農林水産省の所掌に係る事業における資源の有効な利用の確保に関する事務の総括に関すること。

三　産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律の施行に関すること。

四　食品産業その他の農林水産省の所掌に係る事業に関する環境の保全に関する事務の総括に関すること。

（食品小売サービス課の所掌事務）

第四十九条　食品小売サービス課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　食品産業その他の農林水産省の所掌に係る事業のうち製造業及び卸売業以外のものの合理化に関すること。

二　食品産業その他の農林水産省の所掌に係る事業のうち製造業及び卸売業以外のものを営む中小企業の育成及び発展に関すること。

三　前二号に掲げるもののほか、食品産業その他の農林水産省の所掌に係る事業のうち製造業及び卸売業以外のものの発達、改善及び調整に関する事務の総括に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。

四　食料の安定供給の確保の観点からの外食産業の発達、改善及び調整に関すること。

五　地域伝統芸能等を活用した行事の実施による観光及び特定地域商工業の振興に関する法律の施行に関すること。

（食品製造卸売課の所掌事務）

第五十条　食品製造卸売課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　農林水産省の所掌に係る製造業及び卸売業の合理化に関すること。

二　農林水産省の所掌に係る製造業及び卸売業を営む中小企業の育成及び発展に関すること。

三　前二号に掲げるもののほか、農林水産省の所掌に係る製造業及び卸売業の発達、改善及び調整に関する事務の総括に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。

四　飲食料品及び油脂の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整に関すること。

五　卸売市場の整備及び中央卸売市場の監督に関すること（協同組合等検査に関することを除く。）。

第五十二条第一項を次のように改める。

生産局に、農産部及び畜産部に置くもののほか、総務課を置く。

第五十二条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2　農産部に、次の七課を置く。

農産企画課

穀物課

貿易業務課

園芸作物課

地域作物課

技術普及課

農業環境対策課

第一章第二節第三款第四目中第五十二条を第五十一条とし、第五十三条を第五十二条とする。

第五十四条の見出しを「（農産企画課の所掌事務）」に改め、同条中「農業生産支援課」を「農産企画課」に改め、同条第二号から第六号までを次のように改める。

二　主要食糧等に関する総合的な政策の企画及び立案に関すること。

三　米穀の需給計画の作成に関すること。

四　主要食糧（麦類（その加工品を含む。以下同じ。）を除く。以下この号において同じ。）の買入れ及び売渡しの価格の決定並びに主要食糧の価格の安定に関すること。

五　食料安定供給特別会計の食糧管理勘定、業務勘定及び調整勘定の経理に関すること。

六　食料安定供給特別会計の食糧管理勘定及び業務勘定に属する国有財産の管理及び処分並びに物品の管理に関すること。

第五十四条に次の一号を加える。

七　前各号に掲げるもののほか、農産部の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

第五十四条を第五十三条とし、同条の次に次の一条を加える。

（穀物課の所掌事務）

第五十四条　穀物課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　穀類及びその生産に伴う副産物の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整に関すること。

二　農作物の作付体系の合理化に関すること（農業環境対策課の所掌に属するものを除く。）。

三　米穀を主な原料とする飲食料品の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整に関すること。

四　主要食糧の流通及び加工に関する事業の発達、改善及び調整に関すること。

五　米穀の生産の調整に関すること。

六　農産物検査法の規定による農産物の検査に関すること（消費・安全局の所掌に属するものを除く。）。

第五十五条及び第五十六条を次のように改める。

（貿易業務課の所掌事務）

第五十五条　貿易業務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　主要食糧の輸入に係る納付金の徴収その他輸入の調整に関すること。

二　主要食糧の集荷、買入れ、保管及び売渡しに関すること（農産企画課の所掌に属するものを除く。）。

三　麦類の価格の安定に関すること。

四　輸入飼料の買入れ、保管及び売渡しの実施に関すること。

（園芸作物課の所掌事務）

第五十六条　園芸作物課は、野菜、果実、花きその他の園芸農産物の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整に関する事務をつかさどる。

第五十七条の見出しを「（地域作物課の所掌事務）」に改め、同条中「生産流通振興課」を「地域作物課」に改め、同条第一号中「農産物（蚕糸を含む。）」を「工芸農作物、いも類及び蚕糸」に改め、「（総合食料局の所掌に属するものを除く。）」を削り、同条中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二　砂糖、ぶどう糖及びでん粉の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整に関すること。

第九十二条を削る。

第九十一条第三項中「食糧部」を「生産部」に、「生産経営流通部」を「経営・事業支援部」に改め、同条を第九十二条とし、第九十条を第九十一条とし、第一章第四節中第八十九条を第九十条とする。

第八十八条第三項中「法」を「農林水産省設置法（以下「法」という。）」に改め、同条を第八十九条とし、第八十七条を第八十八条とし、第八十六条を第八十七条とし、第一章第三節中第八十五条を第八十六条とし、同章第二節第三款第六目中第八十四条を第八十五条とし、第八十一条から第八十三条までを一条ずつ繰り下げる。